

千葉県防災基本条例

平成二十五年十二月二十六日
条例第五十九号

改正 平成二八年 三月二五日条例第二八号 平成三〇年 三月二三日条例第八号

令和 三年一〇月一九日条例第三八号

千葉県防災基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条一第八条）

第二章 災害予防対策

第一節 県民による災害予防対策（第九条一第十二条）

第二節 事業者等による災害予防対策（第十三条一第二十条）

第三節 自主防災組織等による災害予防対策（第二十一条・第二十二条）

第四節 県による災害予防対策（第二十三条一第三十三条）

第三章 災害応急対策

第一節 県民による災害応急対策（第三十四条一第三十七条）

第二節 事業者等による災害応急対策（第三十八条一第四十一条）

第三節 自主防災組織等による災害応急対策（第四十二条）

第四節 県による災害応急対策（第四十三条一第四十五条）

第四章 災害復旧・復興対策（第四十六条）

第五章 雜則（第四十七条・第四十八条）

附則

私たちの房総は、水と緑の彩り豊かな自然に恵まれ、古くから、豊富な海の幸、川の幸や山の幸の恩恵を受けてきた。

しかし、自然は、多くの恵みをもたらす一方で、繰り返し災害を引き起こしてきた。県内全域を襲った強い揺れに加え、大津波、液状化現象により甚大な被害をもたらした平成二十三年の東日本大震災をはじめ、昭和六十二年の千葉県東方沖地震、大正十二年の関東大震災、大正六年に発生し塩田の衰退の引き金となった高潮、江戸時代中期の元禄地震、江戸時代以降度重なる被害をもたらした利根川、印旛沼、手賀沼の洪水など、先人が経験した災害は枚挙にいとまがない。

もとより、地震、津波、豪雨等による災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。しかし、県民一人ひとりの日頃の努力によって被害を減らすことは可能である。公助を担う県、市町村等もこれまで災害対策基本法、地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進してきたところであるが、より一層被害の軽減を図るために、過去の教訓を次代に継承するとともに、県、市町村等が行う「公助」に加え、災害から自らを守る「自助」及び近隣住民が相互に協力しつつ災害から自らの地域を守る「共助」の取組が求められている。そして、自助、共助及び公助が一体となり、相互に連携して、継続的に防災対策に取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、一丸となって防災対策に取り組み、地域防災力の向上を図ることにより災害に強い千葉県づくりを推進することを決意し、千葉県防災基本条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県民（県内において就学し、又は就労する者、旅行者その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において県内に滞在する者を含む。以下同じ。）の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に關し、基本理念を定め、並びに県民、事業者、自主防災組織等及び市町村の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、これらのものが取り組むべき基本的な事項を定めることにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興を図ることをいう。

三 自主防災組織等 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織その他の地域における防災活動を自発的に行う組織をいう。

四 帰宅困難者 災害が発生し、かつ、その利用すべき公共交通機関の運行が停止している場合において、自宅以外の場所にいる者のうち徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

五 要配慮者 災害対策基本法第八条第二項第十五号に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。

六 避難行動要支援者 災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難行動要支援者をいう。

（基本理念）

第三条 防災に関する対策（以下「防災対策」という。）は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 災害が発生した場合における被害について、人の生命及び身体を守ることを最も優先しつつ、その最小化を図ること。

二 自助、共助及び公助が一体となった取組を継続的に行うこと。

三 被災者の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者の置かれている状況に配慮し、かつ、男女双方の視点を踏まえること。

（県民の役割）

第四条 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に災害に対する

危機意識を持って、自らの生命、身体及び財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域において消防団及び水防団（以下「消防団等」という。）、自主防災組織等並びにボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。
(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るために防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域において消防団等、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。
(自主防災組織等の役割)

第六条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、地域住民の生命及び身体を守るために防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。
(市町村の役割)

第七条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、災害対策基本法に基づく当該市町村の地域防災計画に即して、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るために、住民、事業者、自主防災組織等、国、県その他の関係者と連携しつつ、防災対策を推進するものとする。
(県の責務)

第八条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るために、県民、事業者、自主防災組織等、国、市町村その他の関係者と連携しつつ、千葉県地域防災計画その他の防災に関連する計画に基づき、防災対策を総合的に推進するものとする。

第二章 災害予防対策

第一節 県民による災害予防対策

(防災訓練等への参加等)

第九条 県民は、災害の発生原因となる自然現象の特徴、予測される被害、災害から自らの生命、身体及び財産を守るために他の防災に関する知識及び技能（以下「防災知識・技能」という。）を習得するため、防災に関する訓練及び講習（以下「防災訓練等」という。）に参加し、並びに防災に関する情報（以下「防災情報」という。）を収集するよう努めるものとする。
(指定緊急避難場所等の確認等)

第十条 県民は、災害から自らの生命及び身体を守るために行動を迅速かつ適切にとることができるよう、指定緊急避難場所（災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、避難経路等及び家族等その安否を確認すべき者との連絡手段を確認するよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者は、市町村に対し、当該避難行動要支援者に係る災害対策基本法第四十九条の十第二項各号に掲げる避難行動要支援者名簿の作成に必要な事項を提供するよう努めるものとする。
(建築物の耐震対策等及び防火対策)

第十一條 県民は、地震による建築物の倒壊等から生命及び身体を守るとともに被災者の円滑な避難並びに救出及び救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備を行うことをいう。以下同じ。）、建築物の外壁等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、地震が発生した場合における家具、家庭用電気機械器具等の転倒、散乱等から生命及び身体を守るために、家具、家庭用電気機械器具等の固定その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合における火災から生命及び身体を守るために、消火器の設置、防炎性能を有する製品の利用、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。
(生活必需物資等の備蓄等)

第十二条 県民は、災害が発生した場合に生命及び最低限度の生活が維持できるよう、食料、飲料水、医薬品その他の生活必需物資及びラジオ等の情報収集のための機器を備蓄し、並びに必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

2 県民は、前項の規定により備蓄すべき物資のうち特に必要な物資を避難の際に迅速に持ち出せるよう努めるものとする。

3 前各項の場合において、要配慮者の家族その他の要配慮者を日常的に援護する者（以下「要配慮者の家族等」という。）は、当該要配慮者に特に必要な物資に留意するよう努めるものとする。
(第二節 事業者等による災害予防対策)

(防災訓練等の実施等)

第十三条 事業者は、従業者の防災知識・技能の習得を図るため、従業者に対する防災訓練等の実施、地域等における防災訓練等への参加その他の必要な措置を行なうよう努めるものとする。

2 特定事業者（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第九号に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）及び危険物取扱事業者（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物を取り扱う事業者をいう。）は、前項の措置を行なうに当たっては、災害が発生した場合において人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある物の特性に特に留意するものとする。
(学校等における防災教育の実施)

第十四条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）、保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）等の設置者は、災害が発生した場合において幼児、児童又は生徒がその発達段階に応じ自らの判断で適切に行動することができ、将来における防災対策

の担い手となるようにするため、防災訓練等その他の防災教育を実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成三〇年条例八号〕

(施設内待機の周知等)

第十五条 事業者は、帰宅困難者の一斉帰宅（被災者の生命及び身体を守るための救出及び救護が特に必要とされる期間（以下「救出等優先期間」という。）に一斉に帰宅することをいう。以下同じ。）による事故及び混乱の発生を防止するため、従業者に対し、施設内における待機の方針について周知し、及び家族等その安否を確認すべき者との連絡手段の確認を促すよう努めるものとする。

2 事業者は、行政機関が行う一時滞在施設（救出等優先期間において帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。以下同じ。）及び帰宅支援ステーション（救出等優先期間の経過後に徒歩により帰宅する帰宅困難者に対して飲料水、便所、情報等の提供を行う施設をいう。以下同じ。）の確保に関し必要な協力をするよう努めるものとする。

(事業の継続等のための措置)

第十六条 事業者は、災害が発生した場合において事業の継続又は早期の再開ができるよう、あらかじめ、必要な措置を行うよう努めるものとする。

(耐震対策等)

第十七条 事業者は、地震による建築物の倒壊等から従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るとともに被災者の円滑な避難並びに救出及び救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、建築物の外壁、看板等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、地震が発生した場合における備品等の転倒、散乱等から従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るため、備品等の固定その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

(生活関連重要施設の安全性の向上)

第十八条 電気、ガス若しくは水道水を供給する施設又は電気通信を行うための施設（以下「生活関連重要施設」という。）の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことに鑑み、当該生活関連重要施設の地震及び地盤の液状化に対する安全性の向上を図るものとする。

(石油コンビナートの防災対策)

第十九条 特定事業者は、石油コンビナートに係る災害の特殊性に鑑み、その事業の用に供する施設について、石油コンビナート等災害防止法その他の関係法令に基づく防災対策を行うとともに、更なる防災対策の推進に努めるものとする。

(生活必需物資の備蓄等)

第二十条 事業者は、災害が発生した場合において、帰宅困難者となった従業者の一斉帰宅の抑制を図るとともに、事業の継続又は早期の再開に資するため、食料、飲料水その他の生活必需物資を備蓄し、及び必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織等による災害予防対策

(防災訓練等の実施等)

第二十一条 自主防災組織等は、地域住民の防災知識・技能の習得を図るため、防災訓練等の実施、防災情報の提供、災害の危険性が高い区域の把握その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等（災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

(防災資機材の備蓄等)

第二十二条 自主防災組織等は、当該自主防災組織等が迅速かつ適切な災害応急対策を行うことができるよう、消火並びに被災者の避難並びに救出及び救護に必要な資機材その他の防災資機材を備蓄し、並びに必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

第四節 県による災害予防対策

(防災情報の提供等)

第二十三条 県は、県民の防災知識・技能の習得を図るため、事業者、自主防災組織等及び市町村と連携しつつ、防災情報の提供、防災訓練等の実施、防災教育の支援、過去の災害に関する記録の収集、整理及び保存その他の必要な措置を行うものとする。

(一斉帰宅の抑制についての周知等)

第二十四条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するとともに、救出等優先期間の経過後における帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するため、事業者、市町村その他関係者と連携しつつ、一斉帰宅の抑制についての周知、一時滞在施設及び帰宅支援ステーションの確保その他の必要な措置を行ふものとする。

(要配慮者に係る防災対策への支援等)

第二十五条 県は、要配慮者の特性を踏まえ、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に対する支援、要配慮者又は要配慮者の家族等が主体的に行う防災対策の支援その他の必要な措置を行ふものとする。

(避難所に関する市町村への支援)

第二十六条 県は、市町村が行う避難所（災害対策基本法第四十九条の七第一項に規定する避難所をいう。以下同じ。）の確保、迅速な開設及び円滑な運営のために必要な支援を行うものとする。

(耐震対策及び液状化対策に関する情報提供)

第二十七条 県は、地震及び地盤の液状化に対する建築物の安全性の向上に資するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、地盤の液状化対策に係る工法等に関する情報を提供するものとする。

(公共土木施設の整備等)

第二十八条 県は、洪水、高潮、津波及び地滑りにより生ずる被害その他の災害の最小化に資するため、堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設その他の公共土木施設の整備及び改修を図るものとする。

(物資等の備蓄等及び供給体制の整備等)

第二十九条 県は、市町村による物資等の備蓄を補完する役割を踏まえつつ、県民の生命及び最低限度の生活の維持を図るために必要な物資等を備蓄し、及び点検するものとする。

2 県は、迅速かつ適切な災害応急対策及び災害復旧対策の実施を図るため、事業者との間の協定の締結その他の物資等の供給及び役務の提供に係る体制を整備するものとする。

(自主防災組織等への支援等)

第三十条 県は、自主防災組織等による防災活動の円滑な実施を図るため、市町村と連携して、

自主防災組織等の結成及び活動に対する支援、自主防災組織等、消防団等その他の関係者との連絡調整の中心的な担い手となる人材の育成その他の必要な措置を行うものとする。

(ボランティアによる防災活動への支援)

第三十一条 県は、専門的な知識及び技術を有する者をはじめとするボランティアによる防災活動の円滑な実施を図るために、市町村、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携して、ボランティアの受け入れに係る体制の整備、ボランティアの受け入れに係る専門的な知識及び経験を有する人材の育成の推進その他のボランティアによる防災活動への必要な支援を行うものとする。

(表彰)

第三十二条 県は、地域における防災活動に關し特に顕著な功績があつたと認められるものを表彰するものとする。

(体制の整備)

第三十三条 県は、国、他の都道府県、市町村、報道機関、医療機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制、被災者に対する医療に係る体制その他の防災に関する必要な体制を整備するものとする。

2 県は、災害が発生した場合において優先すべき業務の特定、当該業務を継続するために必要な人員等の確保等に関する計画を作成するものとする。

3 県は、その所有する庁舎その他の災害応急対策の実施上重要な施設について、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

第三章 災害応急対策

第一節 県民による災害応急対策

(安全を確保するための行動)

第三十四条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの生命及び身体を守るために、災害に関する情報に留意しつつ、必要と判断したときは自動的に避難するとともに、災害対策基本法その他の法令等に基づく高齢者等避難の発表、避難の指示又は緊急安全確保措置の指示があつたときは、これに応じて速やかに行動するものとする。

2 県民は、津波から自らの生命及び身体を守るため、津波による被害の発生が予想される場合においては、津波警報の発表、避難の指示等の津波に関する情報に留意しつつ、津波による被害の発生が予想される場所から高台、津波避難施設その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。

3 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼びかけを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

一部改正〔平成三〇年条例八号・令和三年三八号〕

(一斉帰宅による事故等を防止するための行動)

第三十五条 帰宅困難者は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、むやみに帰宅しないよう努めるとともに、一時滞在施設の運営に協力するよう努めるものとする。

(火災の発生等を防止するための行動)

第三十六条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、自らの生命及び身体を守るのに支障を生じない限度で、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び拡大を防止するために必要な行動をするよう努めるものとする。

(避難所における行動)

第三十七条 避難所に滞在する県民は、相互に協力しつつ、主体的に、避難所の運営に携わるよう努めるとともに、生活必需物資の確保及び配布、要配慮者に対するその特性を踏まえた配慮その他の避難所における円滑な共同生活を営むために必要な行動をするよう努めるものとする。

第二節 事業者等による災害応急対策

(従業者等の安全の確保)

第三十八条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、消防団等、自主防災組織等及びボランティアと連携しつつ、災害に関する情報の収集及び伝達、従業者、施設利用者等の安全であると認める場所への誘導並びに救出及び救護その他のこれらの者の生命及び身体を守るために必要な措置を行なうよう努めるものとする。

(一斉帰宅による事故等を防止するための措置)

第三十九条 事業者は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、その管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認した上で、従業者、施設利用者等に対する災害に関する情報の提供、施設内における待機の指示、一時滞在施設に関する情報の提供その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

(学校、医療施設等における安全の確保)

第四十条 学校、保育所、幼稚園認定こども園等の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、乳幼児、児童又は生徒の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導その他のこれらの者の生命及び身体を守るために必要な措置を行なうものとする。

2 医療施設、介護施設、福祉施設等の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、施設利用者の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導その他の施設利用者の生命及び身体を守るために必要な措置を行なうものとする。

一部改正〔平成三〇年条例八号〕

(生活関連重要施設の被害の発生及び拡大の防止等)

第四十一条 生活関連重要施設の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことに鑑み、災害が発生した場合においては、被害の発生及び拡大を防ぐとともに、その管理する施設及び設備の応急の復旧を迅速に行なうよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織等による災害応急対策

第四十二条 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、地域住民の被害の発生及び拡大を防ぐため、自らの生命及び身体を守るために支障を生じない限度で、災害に関する情報の収集及び伝達、火災の発生及び拡大を防止するための措置、要配慮者等の地域住民の避難の誘導、安否の確認並びに救出及び救護、給食及び給水その他の必要な措置を行なうよう努めるものとする。

第四節 県による災害応急対策

(体制の整備)

第四十三条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、国、市町村その他の関係者と連携して、被災者の避難並びに救出及び救護、物資等の供給その他の災害応急対策の円滑な実施のために必要な体制を直ちに整えるものとする。

(情報の収集及び伝達)

第四十四条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ適切に、災害に関する情報を収集し、市町村及び防災関係機関に伝達するものとする。

2 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、報道機関と連携しつつ、県民、事業者及び自主防災組織等に対して災害に関する情報が迅速かつ適切に伝達されるよう必要な措置を行うものとする。

(一斉帰宅による事故等を防止するための措置)

第四十五条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、事業者、市町村その他の関係者と連携しつつ、帰宅困難者に対し、むやみに帰宅しないよう呼びかけるとともに、災害、公共交通機関並びに一時滞在施設及び帰宅支援ステーションに関する情報の提供その他の必要な措置を行うものとする。

第四章 災害復旧・復興対策

第四十六条 県民は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 事業者は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は早期の再開により雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

3 県は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業者、ボランティア、国、市町村その他の関係者と連携して、これらに必要な体制を整備するとともに、復旧及び復興に係る対策を的確に実施するものとする。

第五章 雜則

(施行状況の報告及び公表)

第四十七条 県は、毎年一回、この条例の施行の状況を千葉県防災会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第四十八条 県は、防災に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、防災に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成二十八年三月二十五日条例第二十八号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年三月二十三日条例第八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年十月十九日条例第三十八号)

この条例は、公布の日から施行する。